

H29-1回 「衛生推進者養成講習」開催のご案内

労働安全衛生法の改正施行により、平成元年4月1日以降、労働者数10人以上50人未満の事業場において製造業、建設業等所定の業種にあっては安全衛生推進者を、それ以外の業種にあっては衛生推進者を選任しなければならないこととされています。(労働安全衛生法第12条の2)

安全衛生推進者は、その事業場の事業者が行うべき安全衛生管理業務の具体的事項を担当する者であり、その職務内容は、労働安全衛生法令で定められています。

東基連では、東京労働局長から『安全衛生推進者等養成講習機関』として登録指定(第1号)を受け、随時実施しています。

選任の必要な業種

衛生推進者	下記の業種以外の業種	労働者数10人以上50人未満の事業場
安全衛生推進者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、熱供給業、ガス業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車修理業及び機械修理業	

衛生推進者の主な資格要件

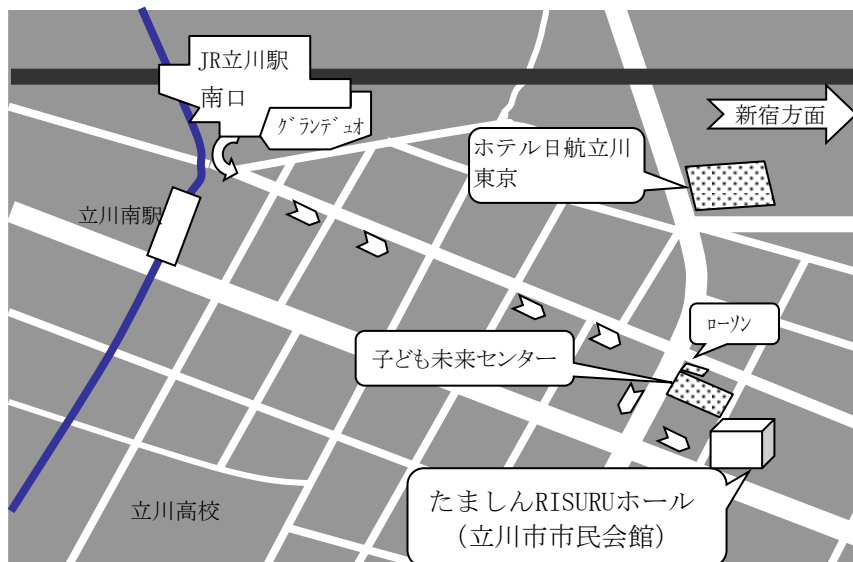
衛生推進者の業務を担当するのに必要な能力を有すると認められる者として次のように定められています。

区分	衛生推進者の資格要件	※厚生労働省労働基準局長が定める講習をいい、当支部で実施しています。
大学・高等専門学校卒業生	衛生の実務経験1年以上	
高校卒業生	衛生の実務経験3年以上	
実務経験者	衛生の実務経験5年以上	
上記以外	講習修了※	

上記内容をふまえ、今般、下記の日程により、講習を開催することといたしました。
 つきましては、この機会に受講されますよう格別のご高配を賜りたくご案内申し上げます。

1. 講習開催日時・会場 (受付開始: 9時00分～)

日時	講習会場	会場住所
平成29年5月22日(月) 9時20分～16時30分	たましんRISURUホール (立川市市民会館) 第1会議室(5F)	立川市錦町3-3-20 電話042-526-1311



(裏面へ続く)

2.講習科目 厚生労働省労働基準局長が定めるカリキュラムによる。

3.受講料等(税込)

受講料	テキスト	合計
¥7,258	¥1,080	¥8,338

4.受講申込み方法

『受講申請書』に必要事項を記入し、下記①～③の何れかの方法で受付締切日までにお申込みください。

①当協会窓口へ直接お越しの場合	受講申請書、受講料(テキスト代含む)、及び写真1枚(縦30mm×横24mm、裏面に氏名記入)をご持参ください。 受付時間 9:00～12:00、13:00～16:00	立川市柴崎町2-2-23 第2高島ビル5階 電話:042-526-3247
②郵送による場合(現金書留)	・受講申請書 ・受講料(テキスト代含む) ・写真1枚(縦30mm×横24mm、裏面に氏名記入) ・封筒1通(82円切手を貼り、宛先を記入したもの) 上記のものをまとめてお送りください。 ※封筒は領収証、受講票の返信用です。	〒190-0023 立川市柴崎町2-2-23 第2高島ビル5階
③FAXによる場合	受講料(テキスト代含む)を右欄の当支部指定口座へお振込みのうえ、受講申請書及びお振込みを確認できるものを当支部宛にFAXしてください。 FAX 042-523-9144 また、 <u>写真1枚(縦30mm×横24mm、裏面に氏名記入)を受付締切日まで</u> に当支部宛てに郵送してください。	多摩信用金庫 本店 普通預金 口座番号:0151311 口座名義:公益社団法人東京労働基準協会連合会 立川労働基準協会支部

①の場合:領収証、受講票、及びテキストをお渡しします。

②の場合:領収証、受講票、をお送りします。テキストは講習当日、会場受付にてお渡しします。

③の場合:FAX受信後、受講票をFAXで送信いたします。テキストは講習当日、会場受付にてお渡しします。

5.受講当日持参するもの

- ・受講票
- ・テキスト・・・すでに受け取っている方
- ・認印

6. 受付締切日 平成29年5月15日(月)
【定員(60名)になり次第、締め切らせていただきます】

7.修了証 本講習の全科目を修了した受講者に対し修了証を交付します。

8. 留意事項

一旦お申込後の取り消しはいたしません。また、受講料等の返還もいたしませんので予めご了承ください。

以上